

石巻市消防団協力事業所表示制度に関するQ&A

Q1 どのような事業所等が対象になりますか？

- A 事業所等で以下の認定基準に適合していることが必要です。
①事業所の従業員が石巻市消防団員として2名以上入団しており、消防団活動に配慮をしている。
②石巻市消防団に資機材等を提供するなど協力をしている（消防団長の確認が必要となります）。

Q2 「消防団活動に配慮している。」とは具体的にどのような場合ですか？

- A 就業規則や従業員との申し合わせにより、消防団活動に参加するために休暇等を取得した場合にも、昇進や昇給等で不利益な扱いを受けないこと等を実施している場合です。

Q3 アルバイトは、従業員と解釈してもよろしいですか？

- A 非正社員等の別は問題ありませんが、1年未満の短期雇用者は除きます。

Q4 営業所として申請できますか？

- A 複数の営業所等を有する場合は、1つの事業所等として申請することもできますし、全体で申請することもできます。

ただし、全体で申請した場合の表示証等の交付は、1枚のみとなります（自社広告等に表示証等を縮小したものを印刷し、各営業所に掲示することはできます）。

Q5 会社組織以外でも表示証を受けることはできますか？

- A 会社組織に限らず、その他の団体でも表示を受けることができます。
ただし、表示証等を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。

Q6 石巻市消防団に2名以上いなければ表示証を受けることはできませんか？

- A 石巻市消防団に資機材等（ポンプ車・ホースなど）提供している場合は、表示証等交付の対象となりますが、消防団長の確認書等を添付する必要があります。

Q7 石巻市と災害時協定を締結しているなど、協力しているが表示証を受けることができますか？

- A 石巻市消防団に対して資機材等を提供していなければ、表示証を受けることはできません。

Q8 私の会社の従業員は、石巻市消防団に1人、東松島市消防団に1人、女川町消防団に1人が入団していますが、表示証を受けることはできますか？

- A あくまで石巻市消防団への協力として交付しますので、交付できません。
石巻市の消防団に2名以上協力がが必要です。

Q9 申請はどこにすればよいのでしょうか？

- A 事業所等の所在地の本庁（危機管理部地域安全推進課）及び各総合支所（地域振興課）に申請していただくこととなりますが、事前に十分な打ち合わせを行っていただきますようお願いいたします。

また、事業所等全体として申請するときは、本社等の所在地を管轄している本庁、各総合支所（地域振興課）に申請していただくこととなります。

Q10 申請の受付期間は？

- A 受付期間は設けてありません。平日午前8時30分から午後5時まで受付を行います。

Q11 有効期限はありますか？

- A 表示証は初回のみでの交付となり、認定書は2年を超えない3月31日までが有効期間となります。
有効期間を超えて、消防団協力事業所の認定を希望する場合は、表示証の有効期間満了日の2か月前から1か月間、更新の手続きを受け付けます。

Q12 優遇措置はありますか？

- A 国土交通省東北地方整備局においては、消防団協力事業所として認定を受けた事業所等は、総合評価一般競争入札の地域貢献実績として評価されます。

石巻市役所危機管理部地域安全推進課	0225-95-1111
河北総合支所地域振興課	0225-62-2111
雄勝総合支所地域振興課	0225-57-2111
河南総合支所地域振興課	0225-72-2111
桃生総合支所地域振興課	0225-76-2111
北上総合支所地域振興課	0225-67-2111
牡鹿総合支所地域振興課	0225-45-2111